

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年8月29日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 新秋津駅第4駐輪場を廃止するため、本案を提出するものであります。

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 普通駐輪場の部新秋津駅第4駐輪場の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

東村山市有料自転車等駐輪場条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第1（第2条、第4条、第5条）

駐輪場の種類、名称、位置、利用車種及び使用の形態

種類	名称	位置	利用車種	使用の形態
普通駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)
	新秋津駅第3駐輪場	東村山市秋津町5丁目14番地9、14	自転車	定期使用
駅前広場地下駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)
自動開閉機器式駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)
登録制駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

旧 条 例

別表第1（第2条、第4条、第5条）

駐輪場の種類、名称、位置、利用車種及び使用の形態

種類	名称	位置	利用車種	使用の形態
普通駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)
	新秋津駅第3駐輪場	東村山市秋津町5丁目14番地9、14	自転車	定期使用
	新秋津駅第4駐輪場	東村山市秋津町5丁目9番地3、17	自転車	定期使用
駅前広場地下駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)
自動開閉機器式駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)
登録制駐輪場	(略)	(略)	(略)	(略)